

現計画の基本的事項について

(1) ごみ処理の基本理念

市民・事業者・市の協働のもと、 ともにつくる環境先進都市

「大地と共に育つ、田園型拠点都市」を都市像に持つ新潟市においても、市の特色を生かしてさらなるごみ減量・資源化に努める責任があります。循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築し、新潟市が持続的に発展するため、市民・事業者・市が一体となって「環境先進都市」の実現に向けた取り組みを加速させていくことを基本理念としました。

(2) 環境先進都市に向けた数値目標

区 分	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (中間目標)	平成 31 年度 (最終目標)
① 家庭系ごみ量 (1人1日あたり)	494g	484g (△10g)	474g (△20g)
② 事業系ごみ排出量	84,393t	79,300t (△5,093 t)	74,500t (△9,893 t)
③ リサイクル率	27.0%	29.8% (+2.8%)	30.9% (+3.9%)
④ 最終処分量	32,092t	22,500t (△30%)	21,800t (△32%)
(参考指標) 廃棄物分野の CO ₂ 排出量	81,957t-CO ₂ /年	75,800t-CO ₂ /年 (△8%)	73,100t-CO ₂ /年 (△11%)

■家庭系ごみ量＝燃やすごみ＋燃やさないごみ＋粗大ごみ＋家庭系直接搬入量(有料分)

■事業系ごみ排出量＝許可業者搬入量＋事業系直接搬入量

■リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量(家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団・拠点回収)

■廃棄物分野の CO₂ 排出量
＝焼却処理による排出量＋廃棄物処理施設での燃料等の使用による排出

(3) ごみ処理の基本方針

基本方針
1

家庭系ごみを減らす 3R運動の推進と三者協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

基本方針
2

事業系ごみの排出抑制と 資源化の推進

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。
また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組みます。

基本方針
3

違反ごみ対策と きれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化します。
併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

基本方針
4

収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。
また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。